

鵜川・沙流川流域委員会運営要領

本運営要領は、鵜川・沙流川流域委員会設置要領（令和6年9月5日付北開局河計第23号、以下「設置要領」という。）第6条に基づき、鵜川・沙流川流域委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

1. 委員会の運営に関する事項

(1) 委員会の公開

- ・委員会については、原則として公開で審議する。

(2) 委員会の傍聴

- ・委員会は、傍聴することができる。
- ・円滑な審議を行うため傍聴者は、意見を述べることはできない。
- ・傍聴者の申し込みは、当日会場で受け付ける。ただし、会場に入りきれない場合は先着順とする。

(3) 委員会の記録

- ・事務局は、会議の議事内容について、その議事要旨および議事録を作成し、委員長および出席委員の確認を得る。

(4) 会議資料等の公開

- ・会議資料および議事要旨を公開する。ただし、個人情報、貴重種情報等公開することが適当でないと判断されるものについては、公開しないものとする。

2. 運営要領の見直し

- ・本運営要領は、必要が生じた場合は見直すことができる。

3. 施行期日

- ・本運営要領は、令和6年10月15日から施行する。